

確率（K）」を見積る。

・労働災害が発生したときの程度

労働災害が発生したときの、傷害又は健康障害の程度を下の表で判定する

危害のひどさ (S)	危害のひどさ程度 ()内は目処の例
S1	すり傷災害(不休業災害に至らない災害)
S2	軽傷(不休業災害)
S3	重傷(休業、後遺症4～14級)
S4	死亡、廃疾(後遺症3級以上)

・労働災害の発生確率

労働災害の発生確率を1台の機械により発生する確率を目安として判定する。

危害が起こる 確率(K)	発生確率の程度
K1	まれに起こる
K2	たまに起こる
K3	時々起こる
K4	頻繁に起こる

④リスクの評価、リスク低減の必要性に関する検討

見積ったリスクに関して、その大きさが許容可能な範囲かどうかを判定する。判定は「労働災害の重大さ」を縦軸に、「労働災害の発生確率」を横軸に取りリスクレベルを求め、リスクレベルⅠ、Ⅱは許容出来るとし、Ⅲ以上は許容不可と判定する。

		労働災害の発生確率			
		K1	K1	K1	K1
労働災害の 重大さ	すり傷災害(S1)	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ
	軽傷 (S2)	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ
	重傷 (S3)	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅴ
	重大災害 (S4)	Ⅳ	Ⅴ	Ⅴ	Ⅴ

⑤リスクの除去又は低減

許容できないと判断したリスクに対しては設計段階に立ち返り、機械設計担当者及び技術（制御・電気）関係者で検討し、リスクの除去または低減を実施する。

本質的安全設計や安全防護物（ガードや安全防護装置）によって許容範囲まで低減できなかったリスクに対しては補足的な安全方策を講じる。

⑥残留リスクに関する通知と警告

どのような方策によっても対応しきれない残留リスクに対しては、機械に警告マーク